



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*5 和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (環境管理課) 1

○ 告示

111 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) 2

112 救急病院の認定 (医務課) 3

113 県営防災ダム事業の工事の完了 (農業農村整備課) 3

114 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課) 3

115 保安林予定森林 (") 3

116 保安林の指定 (") 4

117 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (") 4

118 保安林の指定施業要件の変更 (") 5

119 " (") 5

120 " (") 6

121 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (") 6

122 " (") 6

123 公共測量の実施 (技術調査課) 7

124 " (") 7

125 道路の位置の指定 (都市政策課) 7

○ 選挙管理委員会告示

*8 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号 (個人演説会等の公営施設の指定) の一部改正 7

○ 公告

和歌山海区漁業調整委員会委員の選任 (資源管理課) 9

○ 監査公表

監査公表第6号 9

規 則

和歌山県規則第5号

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県公害防止条例施行規則 (昭和47年和歌山県規則第57号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第3 (第5条関係) 特定施設	別表第3 (第5条関係) 特定施設

(その 1) ~ (その 4) 略
 (その 5) 騒音に係る特定施設
 1 ~ 22 略
 23 風力発電施設 (その規模が出力 20 キロワット
 以上のものに限る。)

備考 略
 (その 6) ・ (その 7) 略

別表第 5 (第 7 条関係) 排出基準
 (その 1) ~ (その 4) 略
 (その 5) 騒音に係る排出基準

略

備考

1 ・ 2 略
 3 風力発電施設から発生する騒音にあつては、当該騒音により当該施設周辺の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、この表に定める基準によらないことができる。

4 ~ 8 略
 (その 6) ・ (その 7) 略

別表第 10 (第 25 条関係) 飲食店営業等の規制に係る区域の区分及び規制基準

略

備考

1 略
 2 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

(1) ・ (2) 略
 3 ~ 6 略

(その 1) ~ (その 4) 略
 (その 5) 騒音に係る特定施設
 1 ~ 22 略

備考 略
 (その 6) ・ (その 7) 略

別表第 5 (第 7 条関係) 排出基準
 (その 1) ~ (その 4) 略
 (その 5) 騒音に係る排出基準

略

備考

1 ・ 2 略

3 ~ 7 略
 (その 6) ・ (その 7) 略

別表第 10 (第 25 条関係)
 飲食店営業等の規制に係る区域の区分及び規制基準

略

備考

1 略
 2 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の区域の区分に応じて定める値から 5 ホンを減じた値とする。

(1) ・ (2) 略
 3 ~ 6 略

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 10 の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第 111 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条第 1 号の規定に基づき公示する。

平成 31 年 2 月 8 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30710013 45	合同会社もも	ヘルパーステーションもも	和歌山県橋本市清水 16 0-2	訪問介護	平成 31. 2. 1	平成 37. 1. 31
30716014 33	社会福祉法人きのくに福祉会	ゆあさの郷	和歌山県有田郡湯浅町 湯浅 2834	訪問介護 通所介護	平成 31. 2. 1 平成 31. 2. 1	平成 37. 1. 31 平成 37. 1. 31

和歌山県告示第112号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成31年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 有田市立病院
- 2 所在地 有田市宮崎町6番地
- 3 有効期限 平成34年2月6日

和歌山県告示第113号

県営防災ダム事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営防災ダム事業 小匠地区
- 2 確定年月日 平成23年5月10日
- 3 工事を完了した時期 平成30年3月29日

和歌山県告示第114号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成31年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡北山村大字下尾井字細津呂1049の8
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第115号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村殿原字中南谷1218、字芋尻谷1220、字樋ノ谷西原1239、1239の1、1240（次の図に示す部分に限る。）、字樋ノ谷東原1241（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。))

和歌山県告示第116号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成31年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字丈ノ尾236の1、240の6
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第117号

平成30年和歌山県告示第1304号(以下「告示第1304号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
 - 二澤久子
 - 二澤太郎
 - 井本敏
 - 西山るみ子
 - 吉岡惣兵衛
 - 宮本庄之助
 - 坂中豊次郎
 - 稲垣嘉藏
 - 井本良治
 - 保田善次郎
 - 二澤留松
 - 二澤懐徳
 - 保田幸太郎
 - 保田光太郎
 - 廣岡宇吉
 - 門次三郎
 - 岩井常助
 - 井岡安松

吉田清七
保田かう
坊田米吉
前田利右エ門
大裕楠之助
宮田熊之助
保田まゑへ
保田俊助
島本総吉
島本鉄之助
吉田源助
田中清兵衛
南本字三郎
坂口利助
保田與太夫

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1304号のとおり

和歌山県告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第120号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第121号

平成31年和歌山県告示第9号（以下「告示第9号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方
久保博之
廣井敏之
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第9号のとおり

和歌山県告示第122号

平成31年和歌山県告示第31号（以下「告示第31号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、

その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

大江敬

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第31号のとおり

和歌山県告示第123号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成31年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（数値地形図修正）

2 作業期間 平成31年1月18日から同年3月31日まで

3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

和歌山県告示第124号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき串本町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成31年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量、数値地形図データ作成）

2 作業期間 平成31年2月1日から同年3月31日まで

3 作業地域 和歌山県東牟婁郡串本町有田地区

和歌山県告示第125号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成31年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3445	紀の川市久留壁字尾崎37番2の一部、37番4の一部、38番2の一部、38番4の一部、39番4の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 31.1.30	6.00	105.13
				6.50	
				6.00	32.71
				6.00	24.19

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第8号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年2月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

橋本市高野口町伏原806番地の1 橋本市高野口町上中175番地の2	橋本市伏原体育館 橋本市勤労者体育センター	を
橋本市高野口町伏原806番地の1	橋本市伏原体育館	に、
御坊市藤田町吉田288番地1	藤田会館	を
御坊市藤田町吉田286番地1	藤田会館	に、
御坊市塩屋町南塩屋1915番地 御坊市塩屋町南塩屋449番地	森岡会館 南塩屋会館	を
御坊市塩屋町南塩屋1915番地2 御坊市塩屋町南塩屋450番地24	森岡会館 南塩屋会館	に、
岩出市水栖199番地の3 岩出市山崎122番地	岩出市農家高齢者創作館 岩出地区水田利用再編対策研修指導施設	を
岩出市水栖199番地の3	岩出市農家高齢者創作館	に、
伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬1567番地	花園児童館	を
伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬1567番地	梁瀬集会所	に、
伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬1958番地の1 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬1661番地の1 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬186番地 伊都郡かつらぎ町大字花園北寺461番地	白谷集会場 中越集会場 滝谷集会場 北寺集会場	を
伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬1958番地の1 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬1661番地の1 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬186番地 伊都郡かつらぎ町大字花園北寺461番地	白谷集会所 中越集会所 滝谷集会所 北寺集会所	に、

東牟婁郡串本町須江635番地
東牟婁郡串本町西向518番地

須江・浜須賀集会所
住民会館

を

東牟婁郡串本町須江635番地

須江・浜須賀集会所

に

改める。

公 告

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第85条第3項第2号の規定に基づき、和歌山海区漁業調整委員会委員を次のとおり選任した。

平成31年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

	氏 名	住 所
公益代表者	藪江津子	和歌山市新和歌浦4番1号

監 査 公 表

和歌山県監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成30年12月26日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年2月8日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 中 村 裕 一
和歌山県監査委員 中 本 浩 精

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
東牟婁振興局	平成30年12月26日
和歌山県立なぎ看護学校	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
和歌山県串本警察署	〃
和歌山県新宮警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 東牟婁振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末で約614万円となっており、前年度末に比し約426万円減少している。

今後も、文書による督促に加え、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、適切な債権管理に努められたい。

また、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で約352万円となっており、前年度末に比し約3万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

イ 東牟婁振興局健康福祉部串本支所

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末で約772万円となっており、前年度末に比し約162万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で約19万円となっており、前年度末に比し約11万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 鳥獣保護管理員の報酬において、翌月中に支払われていない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 東牟婁振興局農林水産振興部

(ア) 物品管理において、正規の手続を経ず物品を処分している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 契約保証金において、歳入歳出外現金の受入れの決定前に歳入歳出外現金提出通知書を発行している事例があったので、適正に処理されたい。

エ 東牟婁振興局串本建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の未収金については、平成29年度末で約41万円となっており、前年度末に比し約7万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 土木使用料において、昨年度に引き続き納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(ウ) 郵便切手類使用簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 年度末の残高確認を行っていないかった。

b 次年度当初の残高確認は行われているが、検印が漏れていた。

(エ) くしもと大橋橋梁灯の管理について、1年に1回実施すべき専門業者による維持管理業務の委託を行っていないかったので、適正に処理されたい。

(オ) 職員住宅及び自家用電気工作物の点検で不適合箇所があるにもかかわらず、改修されていないかったので、適正に処理されたい。

(カ) 河川修繕工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(キ) 海岸整備工事に係る建設残土の運搬において、過積載であることを確認できたにもかかわらず、運搬を行った業者に対して適切な指導を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の未収金については、平成29年度末で約199万円となっており、前年度末に比し約54万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (イ) 交通事故に伴う損害賠償請求に係る未収金については、平成29年度末で約21万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (ウ) 農林水産業使用料（漁港）について、延滞金を徴収していなかったため、適正に処理されたい。
(エ) 農林水産業使用料（漁港）について、納期限から20日経過後も督促状を発していなかったため、適正に処理されたい。
(オ) 消防用設備の点検で不良箇所があるにもかかわらず、改修されていなかったため、適正に処理されたい。
(カ) 土木使用料（漁港海岸）において、誤った収入調定を行い、翌年度に減額している事例があったため、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立新宮高等学校

- (ア) 消防用設備の点検で不良箇所があるにもかかわらず、改修されていなかったため、適正に処理されたい。
(イ) 備品購入費による書籍の購入について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。
(ウ) 旅費計算書において、宿泊料調整の誤りにより過少支給となっている事例があったため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立新翔高等学校

- (ア) 寄附を受けた物品について、寄附物品等受入調書を作成していなかったため、適正に処理されたい。
(イ) 修繕業務について、簡易公開調達の対象業務であるにもかかわらず、見積合わせにより行っていたため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県串本警察署

扶養手当において、扶養親族の認定月を誤り過支給となっている事例があったため、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

- (4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。